

コロナ禍からの

回復に役立つ 会社税務の ポイント

- 会社経営の課題をコロナ禍の「現在」とコロナ後の「将来」に整理
- コロナ禍の今重要な税務知識・補助金・資金繰り対応について解説
- ポストコロナにおいて会社が成長・発展するためのポイントを掲載

はしがき

令和2年の年初には、新型コロナウイルスがこれだけの長い期間にわたって世界中の経済活動を麻痺させるとはとても予測できませんでした。

当初は、「しばらく我慢すれば感染も落ち着くだろう、だから、しばらく我慢しよう」という風潮であったと思います。

しかし、そんなに甘くはありませんでした。GO TO トラベル等の経済対策は、一瞬の活況を呈したもののすぐに停止のやむなきに至り、ポストコロナに向けての経済対策も多く打ち出されていますが、まだまだポストコロナを語る状況にはありません。

しかし、新型コロナの終息をただ待ち続けるだけでは、経済活動が衰退していくだけです。新型コロナと闘いながら、コロナ禍の**現在**できることを実行し、コロナ禍が収まるまでの間に次への準備を整え、**将来**の大きな成長を目指していかなければ、自社の存続さえも危うくなってしまいます。

本冊子では、税務関係を中心に会社経営の6つの局面における各種の課題について、コロナ禍で使える対応策や重要度が増している項目を**現在**として、コロナ禍からの回復局面で検討・実行すべき事項を**将来**として、それぞれ整理しています。

皆様の会社が本冊子を参考にされて、ポストコロナにおいてより成長発展されることを祈念しております。

著者一同

1 労務対応の局面

現在 人件費の削減

- 1 従業員の休業対応 4
- 2 従業員の出向対応 6
- 3 役員報酬による対応 8

将来 新規採用

- 1 所得拡大促進税制、人材確保等促進税制 9
- 2 人材確保に対する助成金 11

2 資金繰り対応の局面

現在 支援金・納税の猶予・コロナ融資

- 1 事業復活支援金 12
- 2 納税等の猶予制度 13
- 3 コロナ特別貸付、危機対応融資 15

将来 新規借入・新規投資

- 1 新規借入 17
- 2 新規投資 19

3 取引先対応の局面

現在 取引先支援

- 1 寄附金にならないもの 20
- 2 交際費にならないもの 21

将来 取引先開拓

- 1 交際費と関連費用 22

4 グループ会社対応の局面

現在 子会社救済

- 1 利息の棚上げ 24
- 2 子会社等の再建支援 24

3 子会社株式の評価損	25
4 子会社等の清算	25

将来 M&A戦略

1 中小企業M&A税制	26
2 M&Aの各種手法	26
3 中小M&A推進計画	27

5 決算対応の局面

現在 黒字決算から赤字決算

1 欠損金の繰戻し還付	28
2 災害損失欠損金の繰戻し還付	29
3 貸倒損失の計上	29
4 資本金の減少と欠損填補	30

将来 赤字決算から黒字決算

1 欠損金の繰越控除	31
2 貸倒引当金の計上	31

6 事業承継対応の局面

現在 事業継続検討

1 事業の「終活」の判断基準	33
2 事業承継と自社株評価	35

将来 事業承継税制

1 事業承継税制	36
2 特例措置の適用を受ける場合の流れ	37

■中小企業の定義は、中小企業基本法や会社法等の法律により異なります。この冊子では、税法等の適用に関する部分について、法人税法上の「中小法人等」と租税特別措置法上の「中小企業者等」を適宜使い分けて記載しています。それぞれの定義は以下のとおりです。

中小法人等	普通法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しない法人（大法人*1との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人等を除く）
中小企業者等	資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人 ①その発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人*2の所有に属している法人 ②その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が2以上の大規模法人の所有に属している法人

※1 大法人 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等

※2 大規模法人 資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人又は大法人との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人等

（注）本冊子の内容は令和4年2月1日現在の法令及び『令和4年度税制改正の大綱』（令和3年12月24日閣議決定）によっています。



労務対応の局面

現在 人件費の削減 >>> 将来 新規採用

現在 人件費の削減

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」といいます）の影響を受け、店舗の閉鎖や営業時間の短縮、勤務体制の調整等を行う中で、雇用の維持のために従業員に休業手当等を支払う場合、その一部を国が助成する雇用調整助成金の制度があります。また、残念ながら雇用が維持されなかった労働者に対しては、労働者に直接支給される休業支援金・給付金制度があります。いずれも有用な制度ですが、申請期限等に注意が必要です。

また、資金繰りがひっ迫している状況や赤字決算が見込まれる場合には、役員報酬の減額等を検討する必要があるでしょう。思い付きの行動が不利な扱いを受けないように、そうした場合の税務上の取扱いについても理解しておきましょう。

1 従業員の休業対応

① 雇用調整助成金（事業主が受給）

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用の維持を図るために、労使間の協定に基づいて、雇用調整（休業、教育訓練、出向）を実施した場合に、休業手当などに要した費用の一部を国が助成するものです。

新型コロナに伴う特例措置（特に業況が厳しい事業主に対する特例や地域特例）によって助成率や日額上限の引上げが行われる等、状況に応じた対応が図られています。また、順次期限が延長される等していますので、常に最新情報を入手する必要があります。

要件（コロナ特例）

- 雇用保険の適用事業主であること
- 新型コロナの影響により、売上高などの事業活動を示す指標の最近1か月間の値が前年同月比5%以上減少していること
- 休業手当を支給していること
- 受給に必要な書類を整備し、保管すること
- その他雇用調整の基準等の一定の要件を満たしていること 等

助成率・助成額（コロナ特例）

中小企業に対する原則的な助成率・助成額は、休業手当又は教育訓練*手当の賃金相当額の4/5（解雇等を行わない場合9/10）、1人当たり上限13,500円/日（令和3年12月までの金

額で、今後段階的に減少)ですが、業況や地域により、最大で助成率100%、1人当たり上限15,000円/日となっています。

※ 教育訓練を実施したときは2,400円/日が加算されます。

② 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（労働者が受給）

新型コロナ及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかつた人には、その労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金が支給されます。

要件（受給対象者）

以下のいずれかに該当し、事業主から休業手当を受け取っていない方（雇用保険被保険者でない方も対象。順次期限が延長される等してありますので、常に最新情報を入力ください。)

- (i) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに事業主が休業させた中小企業の労働者
- (ii) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに事業主が休業させた大企業のシフト制労働者等

支援金額（令和3年5月以降）

休業前の1日あたり平均賃金^{※1} × 80% × 休業実績^{※2}

※1（申請対象となる休業開始月前6か月のうち任意の3か月の賃金の合計額）÷90

※2 各月の日数－（就労した日数＋労働者事情で休んだ日数）

なお、1日あたり支給額の上限は8,265円ですが、緊急事態宣言の発出区域など地域特例の対象となる期間及び区域においては、上限を11,000円に引き上げるなどの対応がとられています。

〈参考〉新型コロナと休業手当

従業員が新型コロナに感染したため、都道府県知事が行う就業制限[※]により労働者が自主的に休業する場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないと考えられますので、休業手当を支払う必要はありません。従業員の方は、被用者保険に加入しており、要件を満たせば、傷病手当金が支給されます。

一方、発熱などの症状があるということで、会社の判断で一律に従業員に休んでもらうような措置をとる場合には、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。

※ 労働者が新型コロナに感染していることが確認された場合は、感染症法に基づき、都道府県知事が該当する労働者に対して就業制限や入院の勧告等を行うことができます。

将来 新規採用

新型コロナ後に業況が回復し、さらなる成長を目指すには、優秀な人材は必要不可欠です。税制面では、令和3年度税制改正において、雇用を増加させている中小企業を応援する形で所得拡大促進税制の要件が緩和されるとともに、新規雇用者の給与を増加させた会社に対する人材確保等促進税制が設けられました。令和4年度税制改正では、税額控除率の引上げが行われるとともに、大企業では継続雇用者の給与総額の増加に応じた計算となりました。従業員の教育訓練費を増加させた場合の税額控除額の上乗せ措置も継続しています。また、新型コロナの影響による離職者に対する就職支援の対策も各種講じられていますので、積極的な人材確保に向けた検討を開始しましょう。

所得拡大促進税制、人材確保等促進税制

青色申告法人が給与等を増加させる等、一定の要件を満たした場合に、税額控除を受けることができる制度です。

① 所得拡大促進税制（中小企業者等のみ）

雇用者に対する賃上げだけでなく、雇用を増やすことによる所得拡大についても適用されます。

要件

$$(i) \frac{\text{㉑雇用者給与等支給額の増加額}^{*1}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 1.5\%$$

※1 ㉑雇用者給与等支給額の増加額 = 雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額(前事業年度の雇用者給与等支給額)

(注) 雇用者給与等支給額と比較雇用者給与等支給額を計算する際は、10ページ〈留意事項〉のイを控除して算出します。

上乗せ要件

(ii) 教育訓練費が比較教育訓練費（前事業年度の教育訓練費）より10%以上増加している

(iii) 適用年度の終了の日までに中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けしており、経営力向上計画に基づき経営力向上が確実に行われたことが証明されている

控除税額（改正後の令和4年4月1日以後開始事業年度は四角囲み）

区分	(ii) (iii) を満たさない	(ii) 又は (iii) を満たす ^{※2}
(i) を満たす	㉑(控除対象雇用者給与等支給額の増加額) ^{※3} × 15% 15%	㉑(控除対象雇用者給与等支給額の増加額) ^{※3} × 25%
(i) が2.5%以上	㉑(控除対象雇用者給与等支給額の増加額) ^{※3} × 30%	㉑(控除対象雇用者給与等支給額の増加額) ^{※3} × 25% 40%

※2 改正後は(ii)を満たす場合のみ

※3 控除税額の算出のために㉑を計算するときは、10ページ〈留意事項〉イに加えて、(ロ)を雇用者給与等支給額と比較雇用者給与等支給額のそれぞれから控除して計算した金額となり、**要件**(i)で算出した㉑が上限となります。

(注) 控除税額は、法人税額又は所得税額の20%が上限です。

資金繰り対応の局面

現在 支援金・納税の猶予・コロナ融資 >>> 将来 新規借入・新規投資

現在 支援金・納税の猶予・コロナ融資

新型コロナの影響で、店舗を閉鎖したり営業時間を短縮したり、売上が大幅に減少して資金繰りが苦しくなった会社がたくさんあります。とりあえず、税金や社会保険料の特例猶予、政策金融公庫等による緊急のコロナ特別融資や保証協会の保証付融資で何とか緊急事態を乗り越えられたのだと思います。

しかし、まだたくさんの会社が資金繰りに苦しんでいます。

現在は、国税等は個別の猶予制度の申請による対応が行われており、政府系金融機関だけでなく民間金融機関においても資金繰りの緊急支援を行う体制が整えられつつあります。また、事業継続の後押しとして、事業復活支援金も用意されました。

現在の苦しい資金繰りを乗り越えたうえで、今後の納付や返済についての検討を始めていきましょう。

事業復活支援金

新型コロナにより大きな影響を受ける中小企業等に対して、令和3年度補正予算に、事業規模に応じた給付金の支給が盛り込まれています（詳細は事業復活支援金ホームページ（<https://jigyoku-fukkatsu.go.jp/>）を参照してください）。

要件

- ① 令和4年1月1日時点において、資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること（資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること）
- ② 令和元年以前から事業を行っている者であって、基準期間^{*1}をその期間内に含む年のうちいずれかの年及び対象期間において、法人事業収入（売上）を得ており、今後も事業の継続及び立直しのための取組を実施する意図があること
- ③ 新型コロナの影響を受け、自らの事業判断によらず、対象期間^{*2}内に基準期間の同月と比較して、月間の法人事業収入が30%以上減少した月が存在すること。

*1 平成30年11月から平成31年3月まで、令和元年11月から令和2年3月まで又は令和2年11月から令和3年3月までの期間のうち、申請者が選択するいずれかの期間

*2 令和3年11月から令和4年3月までの期間

支給額

基準期間の合計法人事業収入 — 対象月^{*3}の法人事業収入 × 5

*3 対象期間のいずれかの月であって、基準期間の同じ月と比較して、月間の法人事業収入が30%以上減少した月として、申請を行う日の属する月の前月までの中から申請者が選択するひと月

売上高減少率	法人			個人事業主 (フリーランスを含む)
	年間売上高 5億円超	年間売上高 1億円超5億円以下	年間売上高 1億円以下	
50%以上	上限250万円	上限150万円	上限100万円	上限50万円
30%以上 50%未満	上限150万円	上限 90万円	上限 60万円	上限30万円

2 納税等の猶予制度

① 特例猶予

新型コロナの影響により、多くの事業者等の収入が減少している状況を踏まえ、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する国税等については、1年間納税を猶予する特例が設けられていました。この特例猶予は終了したので、その納税資金の手当てをするとともに、まだ資金繰りの関係で事業の継続に支障がある場合等には、改めて国税等に以下の猶予の申請を行う等の対応を検討しましょう。

② 国税の猶予制度

新型コロナの影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、原則として1年間納税が猶予（状況に応じて更に1年間猶予）され、猶予期間中の延滞税が軽減又は免除されます。また、財産の差押えや換価についても猶予を申請できます。（申請書の記載例は14ページ参照。）

要件（換価の猶予）

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること

要件（納税の猶予）

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合等の個別の事情がある場合

③ 厚生年金保険料等の猶予制度

厚生年金保険料等の納付が一時的に困難となった場合で、上記国税の換価の猶予と同様の要件を満たす場合には、厚生年金保険料等についても申請を行うことで換価の猶予が認められることがありますので、管轄の年金事務所に相談するとよいでしょう。

将来 新規借入・新規投資

コロナ禍で債務が膨らみ、経営状況が苦しくなった会社の復活にあたっては、事業再生に向けての行動を起こす必要があります。また、コロナが落ち着きだし業況が改善してくると、運転資金や納税資金等が必要になります。新規投資で、一気に業績回復を目指す戦略も考えられます。こうした会社に対する新規融資や保証の制度が設けられています。また、税制面からも新規投資を支援する制度が設けられました。

1 新規借入

① 新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付 (新型コロナ対策資本金劣後ローン)

新型コロナの影響を受けたスタートアップ企業や事業再生に取り組む企業の財務体質強化のための資金を供給する融資制度です。

	日本政策金融公庫特別貸付		商工中金
	中小企業事業	国民生活事業	危機対応業務
融資対象者	新型コロナの影響を受けた事業者で、次のいずれかに該当する場合 1 J-Startupプログラム ^{※1} に選定された又は(独)中小企業基盤整備機構が出資する投資ファンドから出資を受けて事業の成長を図る 2 中小企業再生支援協議会の関与 ^{※2} のもとで事業の再生を行う又は(独)中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合の関与のもとで事業の再生を行う 3 上記1および2に該当しない場合において、事業計画書を策定し、民間金融機関等による協調支援体制が構築されている 等		
資金の使途	設備資金、運転資金		
担保	無担保		
貸付期間	5年1か月、7年、10年、15年、20年		
貸付限度額	10億円	7,200万円	10億円
金利	当初3年間は0.5% (3年経過後は業績により変動)		
相談窓口 (令和3年12月末現在)	事業資金相談 ダイヤル 0120-154-505 又は支店窓口	インターネット申込、 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 又は支店窓口	相談ダイヤル 0120-542-711 又は本支店窓口

※1 グローバルに活躍するスタートアップを創出するために、官民共同でスタートアップ企業を育成・支援するプログラム

※2 中小企業再生支援協議会が行う「新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール支援」又は「再生計画策定支援」を受けている場合

② 伴走支援型特別保証制度（都道府県信用保証協会）

売上が15%以上減少している状況で、金融機関による継続的な伴走支援を受けることが条件となります。

対象者	セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けており、経営行動計画書を作成していること
保証限度額	4,000万円
資金の用途	設備資金、運転資金
担保	必要に応じ徴求
保証期間	10年以内（据置期間5年以内）
保証料率	0.2%（国による補助前は原則0.85%）

③ 経営改善サポート保証（感染症対応型）

経営サポート会議や中小企業再生支援協議会等の支援により作成した再生計画等に基づき、中小企業者が事業再生を実行するために必要な資金の借入を保証する制度です。

対象者	経営サポート会議や中小企業再生支援協議会等の支援により再生計画等を作成し、それに従って事業再生を行うこと
保証限度額	2億8,000万円
保証割合	80%（責任共有保証）*
担保	必要に応じ徴求
保証期間	15年以内（据置期間5年以内）
保証料率	0.2%（国による補助前は原則0.85（1.0）%）

※ コロナ禍のセーフティネット保証5号からの借換については100%保証

④ 設備投資貸付利率特例制度（全国版）

日本政策金融公庫は、設備投資を行う中小企業者に対して、5年間で2%以上の付加価値額の伸び率が見込まれる設備投資を行う場合には、基準金利マイナス0.5%（2年間。利率の下限は0.3%）の優遇制度を取り扱っています。